

## 令和6年川南町教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年2月20日（火）午前9時30分～午前11時15分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 長曾我部敬一教育長、川添健一教育長職務代理者、  
本多京子委員、椎木祐司委員、内倉由美子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、鈴木一成教育対策監、橋口実課長補佐、  
今井妙学校教育係長

### 6 議 事

#### ○教育長

ただ今から令和6年川南町教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより内倉由美子委員を指名します。

#### ○内倉委員

はい。

#### ○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。1月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日に定例庁議が行われ参加してきました。8日は第2回教育支援委員会。9日には、県教育委員会主催の新規・改善事業等説明会に出張してきました。14日は学校運営協議会第2回全体会。本日、教育委員会定例会となっています。21日は町NF研究会代表者会。22日は第3回学校給食理事会・学校給食共同調理場運営協議会。28日に校長会。29日に教育研究所退所式及びタウンミーティングが予定されています。次に3月の予定となります。1日から3月議会が開会の予定です。4日は町教頭会。10日は町生涯学習講演会。16日が中学校、25日が小学校の卒業式となっていますので、委員の皆様も参加をお願いします。26日は小中学校修了式。28日にタウンミーティング。29日に教育委員会定例会、午後から町教職員送別会が予定されています。次に課長をお願いします。

#### ○課長

2ページをお願いします。

令和5年度小中学校卒業式出席者についてです。

中学校卒業式が3月16日（土）、小学校卒業式が3月25日（月）に開催されます。町長部局等及び教育委員会の出席者は、次のとおりです。町長部局等は、総務課長から通知がありました。教育委員会は、輪番に当てはめました。よろしいでしょうか。

以上でございます。

#### ○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

#### ○教育対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

2月1日現在、本町の児童生徒数は、合計1190名であります。先月から比べて、小学生が2名減、中学生が1名増、トータル1名減でございます。児童生徒の生命に係る事故や問題等については、特にあがってきておりません。フロンティアルームには、現在6名の児童生徒が通室しております。

次に教職員の状況についてですが、1月12日以降に、交通違反が2件、交通事故が1件発生し、それぞれ報告をいただいております。交通違反は、西都市内で信号機のない横断歩道での一時不停止、もう1件は、高鍋町で通行禁止場所であるスクールゾーンを通行したものでございます。交通事故につきましては、宮崎市内の赤色及び黄色点滅の交差点において、自動車同士の接触事故でございます。1月だけで、2件の交通事故と2件の交通違反が相次ぎましたので、先日の校長会にて、再度改めて、教職員への注意喚起をお願いしたところでございます。

これまでの行事ですが、資料中に掲載されているとおりでございます。

今後の行事ですが、21日が町ニューフロンティア教育研究会代表者会、28日が本年度最後の校長会、3月16日に中学校の卒業式、25日に小学校の卒業式、翌日26日が修了式、そして29日に教育委員会定例会と町教職員送別式が行われます。29日の町教職員送別式につきましては、委員の皆様様の御出席をお願いいたします。

その他でございます。1つ目の○、次年度の町内の校内研究についてでございます。一昨年度から町内の小中学校は宮崎大学と連携を図りながら、読解力の向上に資する校内研究に取り組んでおります。来年度も学校の主体性を尊重し、具体的な研究の進め方等については、学校と大学で調整していくこととなります。また、本年度町費で5月下旬から6月上旬にかけて実施しましたリーディングスキルテストを来年度も小学6年生と中学1年生から3年生を対象に実施いたします。この結果につきましては、研究の成果を観る1つの指標として、経年比較を行ってまいります。

2つ目の○、町学校運営協議会全体会についてであります。先日2月14日に、町内全ての小中学校の学校運営協議会委員の皆様や、校長先生、教頭先生、教務主任の先生方が一同に会し、実施いたしました。各校から、活動内容の報告をいただくとともに、来年度のさらなる充実のため、協議を行っていただいたところでございます。これは、新しい管理職が赴任しても年度当初の段階で学校の教育的課題をはっきりさせておく必要がありますし、改善事項等の引き継ぎを確実に行うためであります。次年度も「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」と「地域学校協働活動」との連携・協働を図った特色ある取組の推進へとつなげていけたらと考えております。

「コミュニティ・スクール」は、子どもたちを元気にし、先生たちに自信を与え、保護者や地域みなさんに勇気を与えるものであると思います。この「コミュニティ・スクール」を基盤とし、さらに町民が一体となって取り組む教育の推進に努めていきたいと考えているところです。

今年度、運営協議会委員を務めていただいた皆様には、「学校の応援団」として、また、「学校運営の当事者」として引き続き、御支援、御協力をいただければと願っております。

最後の○、令和6年度の年間行事計画についてですが、3月上旬に完成予定ですので、次回の定例教育委員会で配付させていただきます。

以上で、私の説明を終わります。

#### ○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

#### ○内倉委員

町学校運営協議会全体会において、次年度へ改善事項等を確実に引き継ぐとありましたが、具体的な内容を教えていただけないでしょうか。

#### ○教育対策監

各校、年間4回の協議を行っています。その中で、子供たちをどのように育てるのかについて協議されることが多いようです。このことについて、もっとじっくり話し合っていく必要があるとの意見があがっていました。

#### ○教育長

他に質疑はありませんか。

#### ○川添委員

数点あります。

1点目が、タウンミーティングに参加して、教育委員としての立場で意見を言ってもいいものでしょうか。

2点目は、児童生徒の不登校状況について、学校毎に把握できているのですか。

3点目は、交通違反について、信号機のない横断歩道での一時不停止とありましたが、取り締まり中のものでしょうか。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

#### ○課長

1点目のタウンミーティングについては、お立場を御理解された上で発言された方がよろしいかと思えます。

#### ○教育対策監

2点目につきましては、毎月各学校から状況報告をいただいておりますので、詳細に把握しております。

3点目の交通違反は、横断歩道付近に歩行者がいることは把握していたようですが、横断するような素振りが見えなかったため、一時停止せずに通過したところを検挙されたようです。

#### ○内倉委員

私は、タウンミーティングにほぼ参加しております。毎回、町民の方のいろいろな意

見を聞いて勉強させていただいています。やはり、教育委員として発言することは慎むべきではないかと考えます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○本多委員

不登校の児童生徒がある程度いるとのことでしたが、フロンティアルームに来ていない子どもたちは、どのように過ごしているのでしょうか。

○教育対策監

フロンティアルームを利用しているものはわずかなので、残りは家庭にいるものと思います。現在、校長会と協議中なのですが、来年度からオンラインで授業の様子を流すことができないかと考えています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

確認させてください。報告事項にはなかったのですが、学級閉鎖をしている学校があると聞いています。現在把握しているコロナ・インフルによる健康状況が分かれば教えてください。

○教育対策監

先週は、川南小と通山小学校がインフルエンザにより学年閉鎖を行っています。報告が来ているのはこの2校のみです。今週に入り、川南小の1年生の1学級と3年生の1学級をインフルエンザにより木曜日まで閉鎖することとなりました。

○内倉委員

コロナは出ていないのですか。

○教育対策監

出ていないわけではないのですが、インフルエンザほどではないようです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号から第3号の「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇氏について〇〇〇学校任用職員の会計年度任用職員に内申するものです。

期間は、令和6年1月29日から令和6年3月26日までです。

専決第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇氏について〇〇〇学校任用職員の臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和6年3月8日から令和6年3月31日までです。

専決第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇氏について〇〇〇学校任用職員の休職を内申するものです。

期間は、令和6年4月1日から令和6年7月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○川添委員

専決第2号の講師は、期間が短いようですが何か理由があるのでしょうか。

#### ○課長補佐

育児休業は1年目が育休法、2年目以降は地公法によるものとなります。育児休業を取得している教諭は、令和6年3月7日までで1年間となり、3月8日からは地公法での育児休業となります。臨時的任用職員の申請は、育休法、地公法それぞれで行わなければならないため、期間は短いですが育児休業（地公法）代替補充として今回内申したものです。

#### ○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、議案第1号「令和6年度ふるさと川南の教育の策定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

議案第1号「令和6年度ふるさと川南の教育の策定について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、令和6年度ふるさと川南の教育を別紙のとおり定めるものです。内容につきましては、先月の総合教育会議で協議いただいたものとなります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「令和6年度ふるさと川南の教育の策定について」は、原案のとおり決定されました。日程第6、議案第2号「川南町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

この訓令は、川南町教育委員会事務局事務決裁規程の一部を新旧対照表のとおり別表（第4条関係）を改正するものです。内容といたしましては、決裁の上限金額を町長部局の改正に合わせて改正するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

あまり改正されていないようですが、改正の背景は何かあるのですか。

○課長

財政課では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づき、予定価格250万円以上の公共工事の発注予定及び契約事項を公表しています。予定価格250万円以上の公共工事をスムーズに把握するため、決裁規程を300万円から250万円に引き下げるものが大きな理由となります。

○教育長

その他質疑ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり決定されました。日程第7、議案第3号「令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号「令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町学校管理規則第31条第3項の規定により、令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を記載のとおり委嘱するものです。期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

例年と変わらない人選ですか。

○今井係長

薬剤師3人の内、一人が新規の方となります。多賀小学校を担当していただきます。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり決定されました。日程第8、議案第3号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第4号「就学学校指定変更申請の承諾について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町学校通学区規則第4条の規定に基づき申請のあった就学学校指定変更申請を承諾するものです。内容につきましては別紙のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり決定されました。日程第9、議案第5号「学校区域外就学申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案番号を第4号から第5号へ訂正をお願いいたします。

議案第5号「学校区域外就学申請の承諾について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町学校区域外就学規則第2条の規定に基づき申請のあった学校区域外就学申請を承諾するものです。内容につきましては別紙のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第5号「学校区域外就学申請の承諾について」は、原案のとおり決定されました。日程第10、議案第6号「川南町会計年度任用職員の任用について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

議案第6号「川南町会計年度任用職員の任用について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により記載の者を川南町会計年度任用職員（一般事務）、川南町会計年度任用職員（社会教育指導員）、川南町会計年度任用職員（教育施設技術員）に任用するものです。期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

次に、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により、記載の者を川南町会計年度任用職員（教育施設技術員）に任用するものです。期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○川添委員

教育施設技術員を二つに分けて提案している理由は何ですか。

#### ○課長補佐

違いは勤務時間にあります。前段がパートタイムでの任用で、後段がフルタイムでの任用となります。昨年、正職員の技術員が退職したため、来年度はフルタイムの会計年度任用職員を配置することとなりました。

#### ○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第6号「川南町会計年度任用職員の任用について」は、原案のとおり決定されました。日程第11、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

#### ○課長

ありません。



○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

○椎木委員

報告します。先日、教育長、課長、川添委員とともに、多賀地区と山本地区において、保護者等から中学校の件について意見聴取を行ってきました。具体的な内容については、課長が記録されていきましたので、まとめましたら各委員へお渡ししたいと思えます。

○課長

もう少し時間をください。まとめ次第お渡しします。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、3月29日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、3月29日金曜日午前9時30分から決定しました。これで、令和6年第2回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和6年3月29日

川南町教育委員会 教育長 取務代理者 川添健一

川南町教育委員会 教育委員 内倉由美子